資本移転等収支	−164	−94	−212	−470
直接投資	15,746	11,657	13,235	40,638
証券投資	−42,017	18,453	7,464	−16,100
金融派生商品	−1,291	−470	3,169	1,407
その他投資	37,340	−7,373	−8,191	21,777
外貨準備	119	2,740	−1,516	1,343
金融収支	9,898	25,006	14,161	49,065
誤差脱漏	−3,956	14,041	4,972	15,057

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

東京都世田谷区太子堂３丁目37番１－Ｂ301号**森山博暢**の工場財団に日立市宮田町字天神森3509番地、日立市高鈴町５丁目405番地、410番地、411番地日立太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年４月 18 日　　水戸地方法務局日立支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 28 年４月 18 日　　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成28年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成28年４月18日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成25年１月頃から同26年４月17日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
中川章一、伊藤聖治及び平井徳幸らが、「アーバンプラン」等の名称（検察官が既に把握している貸金業者名については、後記４⑴参照）で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様につき後記４⑵参照）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している貸金業者
ア　貸金業者名
アーバンプラン、アーバンプランサクセス、サクセスジャパン、オフィスラック
イ　利息等を受領した金融機関の口座名義人
福岡銀行東久留米支店株式会社アーバンプラン代表取締役田中正秀名義　口座番号2246160
佐賀銀行本店営業部株式会社アーバンプラン代表取締役田中正秀名義　口座番号3059847
⑵　主な犯行態様
ア　アーバンプランは、ネックレス等の商品を代金後払いで借主に販売すると同時に、佐川急便の送り状を書かせて、この商品をオフィスラックが管理するえびすショップに配送させる。
イ　オフィスラックは、配送させた商品を受け取る前に、オフィスラック名義の預金口座から「品代」名目で借主が指定した預金口座に振り込み貸付けを行う。
ウ　アーバンプランは、借主から販売商品の代金債権の取立てをアーバンプラン名義の預金口座へ振り込ませるか、店舗へ現金を持参させるかのいずれかの方法により行い、貸金の元本及び利息を回収する。
エ　アーバンプランは、オフィスラックが管理する事業実体のない株式会社アート工房に商品を発注したかのように仮装した発注書等を作成するなどして、アーバンプランとアート工房間の現金の移動が正当な商取引に基づくものであるかのように装わせ、アーバンプラン名義の預金口座からアート工房名義の預金口座に貸金の元本及び利息を振り込み、犯罪収益の隠匿を行う。
5　開始決定の時における給付資金の額　金1,915万3,261円
6　支給申請期間　平成28年４月18日から同年６月17日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　ア　株式会社アーバンプラン、イ　有限会社オフィスラック、ウ　中川　章一
⑵　裁判所名　ア、イ　福岡簡易裁判所、ウ　福岡地方裁判所
⑶　裁判年月日　ア、イ　平成26年９月10日、ウ　平成27年２月27日
⑷　確定年月日　ア　平成26年10月１日、イ　平成26年９月30日、ウ　平成27年３月14日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、共犯者と共謀の上、前記３⑵の犯罪行為の貸付返済にかかる元本又は利息の支払いを受けていたものであるが、平成26年１月28日頃から同年４月17日頃までの間、112回にわたり、被告会社アーバンプランの従業員等をして、同社が事業実体のない株式会社アート工房に商品を発注したかのように仮装した発注書等を作成するなどして両社間の現金の移動が正当な商取引に基づくものであるかように装わせ、インターネットバンキングシステムを利用する方法により、株式会社アーバンプラン名義の銀行口座２口座から、被告人中川らが管理する株式会社アート工房名義の銀行口座に現金合計4,943万3,000円を振り込ませて預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810－8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092－734－9092
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。